

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 救急病院の認定	【告示】	地域医療推進課			
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新		〃			
【公告】					
○ 第五十一期岡山県労働委員会委員候補者の推薦手続		労働雇用政策課			
○ 公共測量の実施		監理課			
○ 〃		〃			
○ 〃		〃			
○ 公共測量の終了		〃			
○ 〃		〃			
○ 〃		〃			
○ 公共測量の測量期間の変更		〃			
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課			
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		〃			
○ 一般競争入札の実施		用度課			
				担当課（室）	

◎岡山県告示第三百五十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和八年八月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

国立病院機構岡山市立金川病院

2 所在地

岡山市北区御津金川四四九

二 認定年月日

令和八年八月一日

三 認定の有効期限

令和十一年七月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

長野病院

2 所在地

総社市金井戸一五〇番地一

二 認定年月日

令和八年八月一日

三 認定の有効期限

令和十一年七月三十一日

◎岡山県告示第三百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和八年八月四日

指定を更新した医療機関

名称

ライト薬局

所在地

倉敷市児島駅前一九〇

岡山県知事

伊原木

隆

太

更新年月日

令和八年八月一日

〔三三三〕第五十期岡山県労働委員会の委員の任期が令和八年十一月二十七日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第五十一期岡山県労働委員会の委員のうち、労働者委員及び使用者委員の候補者（以下「候補者」という。）について、次のとおり推薦を求める。

令和八年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 候補者の推薦資格を有するもの

1 労働者委員の候補者の推薦の場合

岡山県の区域内のみに組織を有する労働組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受けるものを含む。）のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の岡山県労働委員会の証明を受けたもの

2 使用者委員の候補者の推薦の場合

岡山県の区域内のみに組織を有する使用者団体

二 候補者となる資格を有する者

労働組合法第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者

三 委員の定数及び任期

1 委員の定数 労働者委員及び使用者委員のそれぞれにつき五名。ただし、推薦する候補者の数は、制限しない。

2 任期 任命の日から二年

四 提出書類

1 労働者委員の候補者の推薦の場合

(1) 推薦書（様式一）

(2) 候補者の履歴書

(3) 労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による岡山県労働委員会の証明書

2 使用者委員の候補者の推薦の場合

(1) 推薦書（様式二）

(2) 候補者の履歴書

五 書類の提出期限

令和八年十月十六日（金）。なお、郵送の場合は、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

六 書類の提出先

岡山県産業労働部労働雇用政策課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）

令和8年8月4日 岡山県公報 第12825号

様式1

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所 在 地

労働組合の名称

代表者の氏名 印

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、岡山県労働委員会労働者委員候補者として次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏 名	生年月日 （年齢）	所属労働組合名及び所属職場名 並びにこれらにおける地位	略 歴	備 考

令和8年8月4日 岡山県公報 第12825号

様式2

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所 在 地

使用者団体の名称

代 表 者 の 氏 名 印

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、岡山県労働委員会使用者委員候補者として次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏 名	生年月日 （年 齢）	所 属	略 歴	備 考

〔三三四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測 量 区 域	測 量 の 種 類	測 量 期 間
岡山市東区政津地内、同区金田地内、同区西大寺中野地内、同区浅越地内、同区吉原地内、同区富崎地内、同区福治地内、同区竹原地内、倉敷市真備町有井地内、同町市場地内、同町箭田地内、同町服部地内、同市玉島服部地内、総社市秦地内、同市福谷地内、同市宍粟地内、同市日羽地内、同市下倉地内及び同市美袋地内	公共測量（空中写真測量及び航空レーザ測量）	令和八年七月一日から令和九年三月二十六日まで

〔三三五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

内 新見市神郷釜村地	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和八年七月二十七日から 同年九月三十日まで	測 量 期 間

〔三三六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年八月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市真備町箭田 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量、路線測量、用地測量及び現地測量）	測 量 の 種 類
令和八年七月六日から同年十一月三十日まで	測 量 期 間

〔三三七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
美作市朽木地内	公共測量（用地測量）	令和八年七月二十三日から同年十月三十日まで

〔三三八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年八月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
赤磐市福田地内	公共測量（用地測量）	令和八年六月三十日

〔三三九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測 量 区 域	測 量 の 種 類	終 了 年 月 日
笠岡市甲弩、同市 走出、小田郡矢掛 町小田、井原市神 代町、同市東江原 町及び同市木之子 町	公共測量（基準点測量及び水準 測量）	令和八年六月二日

〔三四〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年八月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	井原市東江原町地区
測量の種類	公共測量（基準点測量及び水準測量）
終了年月日	令和八年六月十八日

〔三四一〕備前県民局長から令和八年四月二十八日付け公布岡山県公告（公共測量の実施）において公示した公共測量の測量期間を次のとおり変更した旨の通知があった。

令和八年八月四日

変更前

令和八年四月二十日から同年七月三十一日まで

変更後

令和八年四月二十日から同年十一月三十日まで

岡山県知事 伊原木 隆 太

〔三四二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市岩田字池之内一七九番一の一部、一八〇番一の一部、一八二番一の一部、一八三番一の一部、一八四番一、一八四番四、一八五番一、一八五番二、一八六番一の一部、一八六番二、一八七番一の一部、一八七番三、一八八番一の一部、一八八番三、一八九番一の一部、一八九番三、一九〇番一の一部、一九〇番三、一九一番一の一部、一九一番三、字砂場二九三番一の一部、二九三番二の一部、二九三番三の一部、二九四番一の一部、二九四番二、二九四番三、二九八番一の一部、二九八番三、二九九番一の一部、二九九番二、三〇〇番一の一部、三〇一番一の一部、三〇一番二、字花熊三〇二番一、三〇二番二、三〇二番三、三〇二番四、三〇三番の一部、三〇四番の一部、三一二番の一部、三一二番一、三一二番三の一部、三一二番四、字砂場二九四番三地从先から二九九番一地从先まで道、字池之内一九一番一地从先から一八四番四地从先まで道、字砂場二九三番三地从先から二九九番一地从先まで水路、字砂場三〇〇番一地从先から字花熊三一二番四地从先まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市中区浜三六七番地

株式会社赤磐総合開発

代表取締役 天野 孝一

三 許可年月日及び許可番号

令和八年五月七日岡山県指令建指第三二号

〔三四三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市岩田字池之内一七九番一の一部、一八〇番一の一部、一八二番一の一部、一八三番一の一部、一八四番一、一八四番四、一八五番一、一八五番二、一八六番一の一部、一八六番二、一八七番一の一部、一八七番三、一八八番一の一部、一八八番三、一八九番一の一部、一八九番三、一九〇番一の一部、一九〇番三、一九一番一の一部、一九一番三、字砂場二九三番一の一部、二九三番二の一部、二九三番三の一部、二九四番一の一部、二九四番二、二九四番三、二九八番一の一部、二九八番三、二九九番一の一部、二九九番二、三〇〇番一の一部、三〇一番一の一部、三〇一番二、字花熊三〇二番一、三〇二番二、三〇二番三、三〇二番四、三〇三番の一部、三〇四番の一部、三一二番の一部、三一二番一、三一二番三の一部、三一二番四、字砂場二九四番三地从二九九番一地从先まで道、字池之内一九一番一地从先から一八四番四地从先まで道、字砂場二九三番三地从先から二九九番一地从先まで水路、字砂場三〇〇番一地从先から字花熊三一二番四地从先まで水路

二 公共施設の種類

緑地、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市中区浜三六七番地

株式会社赤磐総合開発

代表取締役 天野 孝一

五 許可年月日及び許可番号

令和八年五月七日岡山県指令建指第三二号

〔三四四〕本市調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和八年八月四日

岡山市知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量
脂質分子質量分析装置 1 式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び機器規格仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
令和9年1月29日（金）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和8年岡山県告示第31号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班
電話 (086) 226-7538

(2) 申請期限

令和8年8月27日(木) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課調達班(岡山県庁地下1階)
電話 (086) 226-7539

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和8年8月4日(火) から同年9月7日(月) まで(岡山県の休日を定める
条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、
返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、
交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ約110グ
ラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」とい
う。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年9月16日(水) 13時40分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和8年9月15日(火) 17時を受領期
限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課地下1階入札室
ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出
を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書
で指定する添付書類を令和8年9月7日(月) 17時までに、4(1)の場所に提出(郵送
等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた
場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
Lipid molecule mass spectrometer 1 Unit
- (2) Delivery date :
By 29th January (Friday) , 2027
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
1 :40 P.M. 16th September (Wednesday) , 2026
- (5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division
2－4－6, Uchisange, Kita－ku, Okayama－shi, Okayama－ken, 700－8570,
Japan
TEL 086－226－7539